

株式会社商工組合中央金庫の 株式の処分について（報告事項）

令和 7 年 3 月 3 日
財 務 省 理 財 局

株式会社商工組合中央金庫の株式の処分について

- 政府が保有する株式会社商工組合中央金庫の株式については、令和5年9月の本分科会の答申（株式処分に係る基本方針）及び昨年10月に本分科会にてご了承いただいた残余株式の処分方針に沿って、参考に記載のとおり、2回目の入札を実施。
- 先般、開札を行ったところ、落札株式数は2,940万株であった。
※ 現在行っている売買代金の払込等の所要の手続きを経て、売却株式数を確定。
- 残余株式については、2回目入札の売却手続きが終わり次第、上記答申等に沿って、速やかに3回目の入札を実施する。

【参考】一般競争入札（2回目）概要

- ・ 売却株式数 : 9億3,030万株（政府保有株式全て）
- ・ 入札参加資格：商工中金法第6条第1項に規定されている者（中小企業組合及びその構成員並びに中小企業団体等）又は商工中金 等
- ・ 最低申込単位：5万株
- ・ スケジュールは下記のとおり。

令和6年 12月24日	入札公告
令和7年 1月 7日～23日	入札受付期間
同 2月10日～	開札
同 2月14日まで	落札者決定
同 3月31日まで	名義書換